

秋田県の情報公開

《令和2年度 実施状況報告書》

秋 田 県

目 次

情報公開制度	頁
情報公開制度の実施状況	
1 請求・公開等の状況	1
2 実施機関別に見た公開等の状況	2
3 非公開の理由別件数	3
4 審査請求の状況	4
5 秋田県情報公開審査会の運営状況	6
6 県政情報資料室の利用状況	7
7 これまでの取組状況	8

【情報公開制度の実施状況】

「開かれた県政」の推進を目指して、昭和62年10月1日に秋田県公文書公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。平成10年秋田県条例第38号により秋田県情報公開条例に改正されました。以下「条例」といいます。）が施行されましたが、制度発足からの運用状況は次のとおりです。

1 請求・公開等の状況

制度発足時からこれまでに公開請求に基づいて公開等をした文書件数は815,386件であり、公開請求の対象となった行政文書について、全部を公開したものが486,068件、一部を公開したものが321,394件、非公開としたものは7,924件でした（公開率：99.0%）。

また、令和2年度に公開請求に基づいて公開等をした文書件数は11,063件であり（前年度比12.2%減）、公開請求の対象となった行政文書について、全部を公開したものが9,673件、一部を公開したものが1,142件、非公開としたものは248件でした（公開率：97.8%）。

非公開とした248件のうち147件は全部非公開によるもの、101件は文書不存在によるものです。

(単位：件)

年 度	H28まで	H29	H30	R1	R2	計
請 求 件 数	24,849	2,568	2,357	2,373	2,389	34,536
取下げ件数	1,195	126	84	174	156	1,735
請求の対象文書 が全て不存在で あった件数	711	64	52	22	6	855
請求却下	25	—	—	2	2	29
公開等実施件数	22,918	2,378	2,221	2,173	2,225	31,915
文 書 件 数	730,294	36,016	25,415	12,598	11,063	815,386
公開	421,314	25,874	19,167	10,040	9,673	486,068
部分公開	302,570	9,783	5,859	2,040	1,142	321,394
非公開	6,410	359	389	518	248	7,924

(備考)

$$\text{公開率} = \frac{\text{公開件数} + \text{部分公開件数}}{\text{決定件数 (公開件数} + \text{部分公開件数} + \text{非公開件数)}} \times 100$$

2 実施機関別に見た公開等の状況

公開請求に基づいて公開等をした文書件数を実施機関別に見ると、知事の643,710件（全体の78.9%）が最も多く、次いで議会の76,786件（全体の9.4%）が多くなっており、知事と議会で全体の88.4%を占めています。

（単位：件）

年 度	H28まで	H29	H30	R1	R2	計
知 事	595,846	14,393	12,607	11,184	9,680	643,710
議 会	44,235	20,557	11,549	436	9	76,786
教 育 委 員 会	58,148	423	409	464	854	60,298
選 挙 管 理 委 員 会	10,687	231	298	167	166	11,549
人 事 委 員 会	1,743	2	3	0	5	1,753
監 査 委 員	8,452	33	193	0	0	8,678
公 安 委 員 会	6	0	0	0	0	6
警 察 本 部 長	4,131	365	305	333	339	5,473
労 働 委 員 会	2,370	0	0	0	0	2,370
収 用 委 員 会	1	0	0	0	0	1
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	1	0	0	0	0	1
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	5	0	0	0	0	5
公 営 企 業 管 理 者	4,641	-	-	-	-	4,641
地 方 独 立 行 政 法 人	28	12	51	14	10	115
合 計	730,294	36,016	25,415	12,598	11,063	815,386

（備考） 公営企業管理者は、平成18年3月末で廃止されました。

3 非公開の理由別件数

情報公開制度は公開を原則としていますが、実施機関が無制限に全ての行政文書を公開した場合、それにより個人、法人等の権利若しくは利益又は公共の利益を害することも予想されることから、条例第6条第1項において、原則公開の例外として実施機関が非公開とする根拠を定めるとともに、同項各号において、その判断基準として、非公開とすることができる情報の範囲を定めています。

条例第6条第1項各号の規定により、非公開（部分公開を含みます。）とした理由及び文書件数は次のとおりです。なお、1件の公開請求に対して複数の理由から非公開とした案件があるため、「非公開（部分公開を含みます。）とした文書件数」より「下記表の合計件数」が多くなる場合があります。

(単位：件)

非公開理由	H28まで	H29	H30	R1	R2	合計
個人に関する情報	183,942	8,950	5,005	1,216	372	199,485
法人等に関する情報	158,072	928	799	774	171	160,744
国等との協力関係情報	352	—	—	—	—	352
行政運営情報	107,135	367	585	479	840	109,406
個人の生命、身体等の保護、犯罪の予防等に係る情報	1,711	72	69	47	53	1,952
法令秘情報	128	3	0	5	0	136
不存在	2,168	224	230	297	101	3,020
存否応答拒否	40	4	0	2	3	49
合計	453,548	10,548	6,688	2,820	1,540	475,144

(備考) 表に掲載している項目のうち条例第6条第1項各号に掲げる非公開情報（「個人に関する情報」から「法令秘情報」までの項目を指します。）は、条例の施行時に規定されていた項目であり、その後の条例の改正により現在では次のとおり削除され、又は分割されています。

なお、表の項目については、年度ごとの推移を把握するため、条例改正前の項目により文書件数を掲載しています。

- (1) 「国等との協力関係情報」は、平成14年4月1日より削除されています。
- (2) 「行政運営情報」は、平成14年4月1日より「審議・検討情報」、「事務・事業情報」及び「信頼関係情報」に分割されています。
- (3) 「個人の生命、身体等の保護、犯罪の予防等に係る情報」は、平成14年4月1日より「公共安全情報」及び「人の生命、身体等に係る情報」に分割されています。

4 審査請求の状況

(1) これまでの状況

公開請求に対し実施機関が行った部分公開又は非公開の決定について、これまでに審査請求（平成27年度以前については不服申立て）がなされたものは131案件で、その処理状況は次のとおりです。

(単位：件)

	審査請求 案件数	処 理 状 況				備 考
		取下げ	棄却	認容	一部認容	
22年度まで	96	7	53	5	33	
23年度	1	0	1	0	0	
24年度	10	0	7	1	3	
25年度	8	1	6	0	1	
26年度	6	0	5	0	1	
27年度	1	0	0	0	1	
28年度	0	0	0	0	0	
29年度	3	0	2	0	1	
30年度	0	0	0	0	0	
元年度	3	0	0	1	2	
2年度	3	0	0	0	0	3件について審議中
計	131	8	74	7	42	

(備考) 平成27年度以前については、不服申立ての案件数を計上しています。

「審査請求案件数」及び「処理状況」は、審査請求（平成27年度以前については不服申立て）があった年度を基準として集計しています。

1件の審査請求（平成27年度以前については不服申立て）に対して複数の処理（例：「棄却及び一部認容」等）を行った案件があるため、「審査請求案件数」より「処理状況の各項目を合計した件数」が多くなる場合があります。

(2) 審査請求の処理状況

令和2年度に秋田県情報公開審査会から答申がなされたものは、次のとおりです。

諮問 番号	審査 請求 年月日	件 名	担 当 課 所	秋田県情報公開審査会 の審査状況			審査請求に対 する裁決の内 容	
				諮 問 年月日	答 申 年月日	答 申 内 容	裁 決 年月日	裁決内容
130	R1. 11.1	今後の教員採用試験において高等学校情報科の教員の採用を検討していることがわかる文書の非公開決定処分に対する審査請求に関する件	教育委員会	R1. 12.5	R2. 10.9	非公開とした部分のうちの一部は公開すべき	R2. 10.20	原処分 取消し
131	R1. 12.25	湯沢市滝ノ沢山にある砂防ダム建設に関する資料とその付近の砂防指定に関する書類すべての部分公開決定処分に対する審査請求に関する件	知 事	R2. 2.14	R2. 11.24	非公開とした部分のうちの一部は公開すべき	R2. 12.15	一部 認容

5 秋田県情報公開審査会の運営状況

秋田県情報公開審査会は、条例第18条の規定に基づいて設置された知事の附属機関です。令和2年度は6回開催し、2件の諮問案件を審査しています。

審査会	年月日	審議事項
第280回	R2.5.13	・ 諮問第130号の書面審理 ・ 諮問第131号の意見陳述（実施機関）
第281回	R2.6.30	・ 諮問第130号の答申方針の審議 ・ 諮問第131号の答申方針の審議
第282回	R2.8.4	・ 諮問第130号の答申案の審議 ・ 諮問第131号の答申案の審議
第283回	R2.9.2	・ 諮問第130号の答申案の審議 ・ 諮問第131号の答申案の審議
第284回	R2.10.1	・ 諮問第130号の答申案の審議【答申決裁】 ・ 諮問第131号の答申案の審議
第285回	R2.11.10	・ 諮問第131号の答申案の審議【答申決裁】

（参考）【秋田県情報公開審査会委員名簿（令和元年10月19日改選後）】

会 長	柴 田 一 宏	弁護士
会長代理	三 浦 清	弁護士
	赤 坂 薫	弁護士
	阿 部 千鶴子	司法書士
	池 村 好 道	白鷗大学法学部教授

※任期（自：令和元年10月19日～至：令和3年10月18日）

6 県政情報資料室の利用状況

本県では、保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政文書の公開と併せて、情報の提供に関する施策の充実に努めており、県民が必要とする情報を分かりやすい内容で、かつ、容易に得られるよう県政情報資料室を設置しています。

県政情報資料室には、行政資料約20,000冊（県の長期計画、各課所の業務概要、事務手引類、国勢調査等の統計資料、白書類、年報、例規集等）を配架し、自由に縦覧できるようにしています。

なお、このほか県政情報資料室には、実施機関が保有している行政文書の検索に必要な資料として、行政文書の簿冊目録も作成し配架しています。

これまでの相談案内件数、行政資料縦覧者等の状況は、次のとおりです。

区 分	昭和62年10月～令和3年3月					合 計
	H28まで	H29	H30	R1	R2	
相談案内件数	14,010 件	29 件	52 件	124 件	30 件	14,245 件
資料等縦覧者数	80,135 人	483 人	426 人	411 人	464 人	81,919 人
資料等貸出者数	7,893 人	76 人	80 人	75 人	70 人	8,194 人
資料等貸出冊数	17,846 冊	152 冊	158 冊	174 冊	159 冊	18,489 冊

7 これまでの取組状況

年 月	事 項
S55. 10	・「情報公開制度の研究に関するプロジェクトチーム」を設置
S56. 4 10	・同上プロジェクトチーム報告書を提出 ・「情報公開制度検討班」を設置 班長：総務部次長 班員：各部主管課、行政委、関係課の総務担当参事、補佐
S57. 5 ～S58. 6	・情報公開に向けて、文書管理改善の基礎資料とするため、「全庁文書実態調査」を実施
S58. 5 8 10	・情報公開制度検討班に、「法制」、「公開基準」、「文書管理システム」の3部会を置き、調査検討に入る ・情報公開の一環として「行政情報センター」を総合庁舎内に設置 ・県政モニターを対象に情報公開制度に関する意識調査を実施
S59. 5 6 7 7 8 9 9 S60. 3	・情報公開制度検討班「情報公開制度に関する調査検討報告書」を知事に提出 ・「情報公開準備委員会」を設置 委員長：総務部長 副委員長：総務部次長 班 員：各部主管課長、行政委員会、関係課長 ・職員啓発用パンフレット（検討班報告書の概要）の配布（見開き8頁） ・地方機関の文書保管状況調査 ・職員を対象に情報公開制度に関する意識調査を実施 ・全庁を対象とする非公開文書調査 ・文書管理改善運動はじまる 第1ステップとして文書の選別・廃棄運動の実施 ・記録書庫整理完了（収蔵能力の倍増）
S60. 4 6 12 12	・文書管理改善運動の第2ステップとして文書の分類・整理運動の実施 ・文書管理改善運動の第3ステップとして文書の検索・活用運動の実施 ・情報公開準備委員会「公文書公開制度大綱試案」作成 ・情報公開懇談会設置
S61. 6 10 12 S62. 2 2 3	・情報公開懇談会小委員会設置 ・情報公開懇談会 提言書提出 ・情報公開準備委員会 幹事会「公文書公開条例大綱」作成 ・「秋田県公文書公開条例案」県議会2月定例会提出 ・県文書管理規定を制定（昭和62年4月施行） ・「秋田県公文書公開条例」公布（秋田県条例第3号）（昭和62年10月1日施行）
S62. 4 5 6 7 9	・制度の実施に向け、文書広報課県政情報室を設置 ・自治研修所での職員研修実施（5月から12月まで延26回） ・行政資料の収集、管理、利用等に関する要綱を制定 ・職員向け「情報公開だより」第1号を発行 ・知事が管理する公文書の公開等に関する規則を制定（10月1日施行）

S62. 9	・ 県公文書公開審査会規則を制定（10月1日施行）
9	・ 県公文書公開事務取扱要綱の制定（10月1日施行）
9	・ 情報公開事務の手引の作成
9	・ 県情報公開推進委員会設置要綱作成（準備委と同一のメンバー）
9	・ 県民向けパンフレットを作成、配布
10	・ 県公文書公開条例施行（10月1日施行）
S63. 2	・ 職員向け「情報公開だより」第2号を発行
S63. 6	・ 職員向け「情報公開だより」第3号を発行
10	・ 職員向け「情報公開だより」第4号を発行
H元. 1	・ 「情報提供の手引」の作成
3	・ 県民向けポスターを作成・配布
3	・ 行政資料目録の作成
H元. 6	・ 職員向け「情報公開だより」第5号を発行
7	・ 県民向けリーフレットを作成・配布
8	・ 県政モニターを対象に情報公開制度に関する意識調査を実施
H2. 3	・ 行政資料目録追録の作成
3	・ 情報公開実施状況報告書の作成
H2. 9	・ 職員向け「情報公開だより」第6号を発行
H3. 3	・ 県民向けリーフレットを作成・配布
H3. 4	・ 情報公開実施状況報告書の作成
8	・ 行政資料目録追録の作成
9	・ 職員向け「情報公開だより」第7号を発行
H4. 5	・ 情報公開実施状況報告書の作成
6	・ 行政資料目録追録の作成
7	・ 県民向けポスターの作成・配布
11	・ 職員向け「情報公開だより」第8号を発行
H5. 4	・ 情報公開実施状況報告書の作成
10	・ 職員向け「情報公開だより」第9号を発行
H6. 5	・ 情報公開実施状況報告書の作成
6	・ 県民向けリーフレットを作成・配布
7	・ 行政資料目録の作成
11	・ 職員向け「情報公開だより」第10号を発行
H7. 6	・ 行政資料目録追録Ⅰの作成
6	・ 情報公開実施状況報告書の作成
H8. 7	・ 行政資料目録追録Ⅱの作成
H9. 3	・ 情報公開実施状況報告書の作成
H10. 3	・ 制度周知用パンフレットの作成・配布
3	・ 情報公開実施状況報告書の作成
H10. 6	・ 秋田県議会（総務企画委員会）に対し「公開条例改正案の骨子」説明
9	・ 秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例案を県議会9月定例会に提出

H10. 9	・秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例案が県議会 9月定例会で可決
10	・秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例の公布（平成11年4月1日施行）
10	・秋田県行政資料目録作成（10年9月版）
H11. 2	・改正条例に関する職員説明会（県内3ブロック）
3	・情報公開実施状況報告書の作成
3	・「情報公開事務の手引」（条例改正に伴うもの）の作成
3	・情報公開制度のパンフレット（条例改正に伴うもの）の作成
3	・公文書公開請求書（条例改正に伴うもの）の作成
H12. 2	・情報公開実施状況報告書の作成
2	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案を県議会 9月定例会に提出
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案が県議会 9月定例会で可決
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布（平成12年4月1日施行）
H12. 12	・情報公開実施状況報告書の作成
H13. 2	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案を県議会 2月定例会に提出
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案が県議会 2月定例会で可決
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布（平成13年4月1日施行）
H13. 9	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案を県議会 9月定例会に提出
10	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案が県議会 9月定例会で可決
10	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布（平成14年4月1日施行）
10	・情報公開実施状況報告書の作成
H14. 2	・「情報公開事務の手引」（条例改正に伴うもの）の作成
3	・改正条例に関する職員説明会（県内3ブロック）
3	・情報公開制度パンフレット（条例改正に伴うもの）の作成
H14. 10	・情報公開実施状況報告書の作成
H15. 2	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案を県議会 2月定例会に提出
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案が県議会 2月定例会で可決
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布（平成15年4月1日施行）
H15. 8	・情報公開実施状況報告書の作成
12	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案を県議会12月定例会に提出
12	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案が県議会12月定例会で可決
12	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布（平成16年4月1日施行）
H16. 10	・情報公開実施状況報告書の作成
12	・秋田県職員定数条例等の一部を改正する条例案を県議会12月定例会に提出
12	・秋田県職員定数条例等の一部を改正する条例案が県議会12月定例会で可決
12	・秋田県職員定数条例等の一部を改正する条例の公布（同条例による秋田県情報公開条例の一部改正。平成17年4月1日施行）
H17. 11	・情報公開実施状況報告書の作成
H18. 2	・秋田県情報公開条例等の一部を改正する条例案を県議会 2月定例会に提出
3	・秋田県情報公開条例等の一部を改正する条例案が県議会 2月定例会で可決
3	・秋田県情報公開条例等の一部を改正する条例の公布（同条例による秋田県情報公

	開条例の一部改正。平成18年4月1日施行) (刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成17年法律第50号)の施行の日から施行)
H18. 8	・情報公開実施状況報告書
H19. 6	・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例案を県議会6月定例会に提出
6	・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例案が県議会6月定例会で可決
7	・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例の公布(同条例による秋田県情報公開条例の一部改正。平成19年10月1日施行) (郵政民営化法等の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律(平成17年10月21日法律第102号)の施行の日から施行)
H20. 2	・情報公開実施状況報告書の作成
H20. 10	・情報公開実施状況報告書の作成
H21. 11	・情報公開実施状況報告書の作成
H22. 10	・情報公開実施状況報告書の作成
H23. 10	・情報公開実施状況報告書の作成
H24. 10	・情報公開実施状況報告書の作成
H25. 2	・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例案を県議会2月定例会に提出
3	・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例案を県議会2月定例会で可決
3	・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例の公布(同条例による秋田県情報公開条例の一部改正。平成25年4月1日施行) (国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成24年法律第42号)の施行の日から施行)
H25. 10	・情報公開実施状況報告書の作成
H27. 2	・情報公開実施状況報告書の作成
2	・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例案を県議会2月定例会に提出
3	・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例案が県議会2月定例会で可決
3	・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例の公布(同条例による秋田県情報公開条例の一部改正。平成27年4月1日施行) (独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成26年法律第66号)の施行の日から施行)
H28. 2	・行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を県議会2月定例会に提出
3	・行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案が県議会2月定例会

H28. 3	<p>で可決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の公布（同条例による秋田県情報公開条例の一部改正。平成28年4月1日施行） （行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行）
3	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開実施状況報告書の作成
H29. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開実施状況報告書の作成
H29. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開実施状況報告書の作成
H30. 7	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開実施状況報告書の作成
R元. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開実施状況報告書の作成
R 2. 7	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開実施状況報告書の作成
R 3. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開実施状況報告書の作成